

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月29日
条例の題名	三重県流域下水道条例	公 布 日	昭和62年10月6日
条 例 番 号	昭和62年三重県条例第28号	直 近 改 正 日	平成19年7月4日
所管部局課	県土整備部下水道課	電 話 番 号	059-224-2724
条例の概要	下水道法第25条の2第1項及び地方自治法第244条の2の規定に基づき、流域下水道等の設置等に関する事項を定めたものである。		条例の 類型 財産管理 型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	下水道法第25条の2第1項の規定により、流域下水道の設置、管理等については、都道府県が行うとされており、条例の目的は、妥当性を有している。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	地方自治法第244条の2の規定により、県の施設の設置及び管理について定めるもので、今後も公的な関与が必要である。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。 ）。	はい	地方自治法第244条の2の規定により、公の施設の設置及び管理については、条例で定める必要がある。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	下水道法第25条の2及び地方自治法第244条の2
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。 ）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	
	条例の目的は、県民ビジョン等と整合している。	はい	施策154 大気・水環境の保全
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	指定管理者制度により効率的な施設管理を行っており、その効果及びコストの配分は適正である。
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	いいえ	流域下水道は、流域関連市町からの汚水を処理しているが、公平性を欠いたものではない。
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	いいえ	受益者負担の考え方から下水道の使用料は関係市町からの負担金で賄っており、公平性を欠いたものではない。
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし	
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい	

点検・見直し結果	改正・廃止の必要はない	理 由	特 記 事 項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
		本条例は、通常の条例改正として手続をするため、青点検での改正・廃止を必要としない。	下水道法の一部改正に伴い今年度中に条例の一部改正及び規則を制定(既存の規則の統合を予定)する必要がある。また、今後、指定管理業務の見直しに伴い、施設の管理方法等の条項の改正を検討する必要がある。	無	無